

新潟市感震ブレーカー設置促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震による住宅からの出火及び延焼火災による被害を防止及び軽減する感震ブレーカーの設置を促進するため、その購入費用支援及び取付支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー器具（以下「器具」という。）

地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断する装置であって、この要綱による支援の対象として市長が適当と認めるものをいう。

(2) 購入費用支援

新潟市が委託した事業者（以下「事業者」という。）が器具を申請者の自宅に発送し、その器具及び発送に係る費用の一部又は全部を新潟市の負担において行うことをいう。

(3) 取付支援

事業者が器具の取付を新潟市の負担において行うことをいう。

(対象者)

第3条 購入費用支援を受けることができる者は、新潟市避難行動要支援者名簿に関する要綱に基づく避難行動要支援者のうち、第2条2項に規定する新潟市避難行動要支援者名簿登載（変更）申請書兼同意書又は、第5条2項に規定する新潟市避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書により、平時における名簿情報の提供へ同意したものとする。

また、取付場所は、同名簿の住所とする。

2 取付支援を受けることができる者は、前項に該当する者であって、かつ、次の各号に

掲げる者のみで構成される世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (5) 介護保険法に基づく要介護者又は要支援者
- (申請)

第4条 支援を受けようとする者は、市長に事業利用の申請をしなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、事業利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業利用を決定したときは様式第1号、事業利用を却下したときは様式第2号により通知するものとする。

(支援の方法)

第6条 前条の規定により事業利用の決定をしたとき、事業者は、器具の発送又は派遣取付を行うものとする。事業者は派遣時に、新潟市感震ブレーカー設置促進事業協力者証明書（様式第3号）を携帯するものとする。

2 事業者は、器具の取付時には、前条の規定により事業利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て取付箇所等を調査し、新潟市感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書（様式第4号）により器具の取付についての同意を受けなければならない。

3 事業者は、器具の取付時に、利用者の立ち合いを受けなければならない。利用者は、器具取付完了後、新潟市感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書（様式第4号）の確認欄に自署しなければならない。

(費用負担)

第7条 購入費用支援は、対象者1人あたり器具1個（セット）を限度とする。

2 器具の購入費用は、器具1個（セット）あたり3,300円を上限に、新潟市が負担するものとする。それを超える費用は利用者負担とする。

3 送料が生じる場合は、新潟市が負担するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条による決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により第5条の決定を受けた場合

（2） 取付時において、第3条に規定する要件を満たさない場合

（3） その他市長が必要と認める場合

（利用回数の制限）

第9条 本事業の利用は、対象者1人あたり1回限りとする。

（秘密の保持）

第10条 事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（免責）

第11条 器具の設置又は管理に関して利用者に生じた損害については、市及び事業者は責任を負わない。ただし、市又は事業者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

新 防 第 号

年 月 日

様

新潟市長

新潟市感震ブレーカー設置促進事業利用決定通知書

年 月 日付で利用申請のありました新潟市感震ブレーカー設置促進事業について、新潟市感震ブレーカー設置促進事業実施要綱第 5 条の規定により、事業利用を決定しましたので通知します。

なお、本事業の利用にあたっては、以下の利用条件を遵守していただくようお願いいたします。

<利用条件>

- ・本事業を利用して感震ブレーカー器具を取付けたことにより、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震、通電火災等の災害により負傷または死亡した場合において、新潟市および事業者は一切の責任を負わないこと。
- ・感震ブレーカー器具について、返品や返金を求めず、また、転売や他用途への流用を行わないこと。
- ・感震ブレーカー器具が作動した場合であっても、生命維持に直結する医療機器等の電源確保について、利用者自身が必要な対策を講じていること（該当する方のみ）。
- ・原状回復義務の必要性を踏まえ、貸主等と相談の上、設置について了承を得ていること（賃貸住宅にお住まいの方のみ）。
- ・本事業を適正に履行できない場合は、感震ブレーカー器具を新潟市に返還すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

新 防 第 号

年 月 日

様

新潟市長

新潟市感震ブレーカー設置促進事業利用申請結果通知書

年 月 日付で利用申請のありました新潟市感震ブレーカー設置促進事業について、新潟市感震ブレーカー設置促進事業実施要綱第 5 条の規定により、事業利用の決定に至りませんでしたので通知します。

なお、その理由は、下記のとおりです。

記

1 要件に適合しなかったため

2 その他

()

N O. _____	
新潟市感震ブレーカー設置促進事業	
協力者証明書	
年 月 日発行	
新潟市長	

新潟市感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

＜同意事項＞

- ・ 本事業を利用して感震ブレーカー器具を取付けたことにより、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震、通電火災等の災害により負傷または死亡した場合において、新潟市および事業者は一切の責任を負いません。
- ・ 感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・ 感震ブレーカー器具が作動した場合でも、生命の維持に直結するような医療機器等の電源が確保されるよう対策をしています（該当する方のみ）。
- ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・ 本事業を適正に履行できない場合は、感震ブレーカー器具を返還します。

☐ 以上の事項及び感震ブレーカー器具の取付について同意します。

年 月 日

上記器具の取付を確認しました。

申請者 住所 _____

氏名 _____